

令和8年度

特別支援教育

(解答はすべて特別支援教育解答用紙に記入すること)

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、 試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。 同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験			氏	
番号			名	



[問1] 次の法令等に即して, (A)~(H)に当てはまる語句を書きなさい。

「学校教育法」 (昭和二十二年法律第二十六号)

第八十条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、(A)、知的障害者、(B)又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

「学校教育法施行規則」(昭和二十二年文部省令第十一号)

第百二十六条

特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、(C)、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、(D)、総合的な学習の時間、特別活動並びに(E)によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、(C)、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに(E)によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、(D)を加えて教育課程を編成することができる。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(文部科学省 平成25年10月4日)

- 第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定
 - 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方
 - (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その(F)を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と(G)教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(3) 障害のある児童生徒等及びその(H)の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、(H) の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

- 2 特別支援学校への就学
- (1) 就学先の決定

視覚障害者, (A),知的障害者, (B)又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で,その障害が,学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち,市町村の教育委員会が,その者の障害の状態,その者の教育上必要な支援の内容,地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して,特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として,適切な教育を行うこと。

(略)



〔問2〕 次の各間いに答えなさい。

(1) 次の文は、厚生労働省のホームページに示されている「障害福祉サービスについて」の中で障害福祉のサービス内容に ついて説明した文章の一部である。 (A) ~ (E) に当てはまるサービス内容を下の【語群 I】 P ~ D から選び、 記号を書きなさい。

【語群 I 】 「 ア 自立訓練(機能訓練)

イ 就労移行支援 ウ 就労定着支援

工 生活介護

オー行動援護

カ 就労継続支援(A型)

キ 就労継続支援(B型)

ク 居宅介護

ケ 自立訓練(生活訓練)

コ 短期入所

サ 重度訪問介護

シ 療養介護

(2) 次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(文部科学省 令和3年1月)の中に示 された内容を説明した文章である。次のF~Kのそれぞれの文について正しいものには○を,正しくないものには×を書 きなさい。



[問3] 次の文は、「特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領」(文部科学省 平成29年4月)の一部 である。これに即して、(A) ~ (H) に当てはまる語句または数字を書きなさい。

「第1章 総則 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、 道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う 特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階)又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内 容の関連に留意しなければならない。
- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の(A)を取り扱わないことができること。 (略)
- 2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の(B)段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、(C)学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の(A)を取り入れることができるものとする。(略)
- 6 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた (D)を適切に定めるものとする。

「第7章 自立活動」

第2 内容

(略)

- 2 心理的な安定
 - (1) (E) の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を(F)・克服する意欲に関すること。

(略)

- 5 身体の動き
- (1) (G)と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) (G)保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の(H)能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

(略)



- 【問4】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~」 (文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 令和3年6月)の一部である。これに即して,次の各問いに答えな さい。
- (1) 次の文は、教育支援委員会について解説した文章の一部である。(A) ~ (D) に当てはまる語句を下の【語 群Ⅱ】ア~コから選び、記号を書きなさい。

教育支援委員会においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援につい ても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当である。

- ○障害のある子供の障害の状態等を早期から把握する観点から, (A) との連携により, 障害のある子供の情報 を継続的に把握すること。
- ○就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- ○教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し, (B) の作成について助言を行うこと。
- ○市区町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- ○就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市区町村教育委員会からの要請に 基づき, 第三者的な立場から調整を行うこと。
- ○就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- ○就学後についても、必要に応じて学校や(C)の変更等について助言を行うこと。
- (D) について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

- 【語群Ⅱ】 「ア 学びの場 イ 個別の指導計画
- ウ 合理的配慮
- エ 教育課程

- オ 個別の教育支援計画 カ 保健師
- キ 教育相談担当者
- ク 特別支援教育コーディネーター
- ケ 学級編制
- 学習支援
- (2) 次の文は、病弱教育の対象となる病気等について説明した文章の一部である。(Ε) ~ (Η) に当てはまる疾 病名または疾患名を下の【語群Ⅲ】ア~コから選び、記号を書きなさい。

疾病名または 疾患名	説明						
(E)	発症要因としては、遺伝的素因と肥満及び過食など生活習慣病に伴うインスリンの需要が増大する一方で、インスリンの分泌が相対的に低下したり、インスリンがうまく作用しなくなったりして発症する。						
(F)	何らかの影響によって大腿(だいたい)骨頭の血流が遮断され、その結果栄養が十分に行き渡らなかったため、大腿骨頭が部分的に壊死(えし)して、つぶれた状態になり、股関節の疼痛(とうつう)と跛行(はこう:疾患のため正常な歩行ができない状態)を伴う。						
(G)	診察や検査で詳細に調べると異常が見いだされる身体の病気であって,その病気の始まりと経過にその人の心理的な問題や社会的問題が密接に関係しているものである。密接に関係しているとは,身体的治療のほかに心理社会的問題へも対応しなければ完全には治らないという意味である。						
(H)	筋肉が壊死と部分的な再生を繰り返すことにより萎縮を生ずる遺伝性疾患の総称で,主症状は進行性 の筋萎縮と筋力低下である。遺伝形式,症状,経過により幾つもの「型」に分類されている。						

【語群皿】

- **ア** 筋ジストロフィー **イ** 2型糖尿病
- ウ 骨形成不全症

キ てんかん

エ ペルテス病 ク 双極性障害

オー心身症

ケ 統合失調症

- カ 1型糖尿病
- コ 筋萎縮性側索硬化症



[問5] 次の各間いに答えなさい。

(1) 次の文は、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告」(文部科学省 令和5年3月13日)の中で、特別支援学校のセンター的機能の充実について説明した文章の一部である。

これに即して, (A) ~ (E) に当てはまる語句を下の【語群Ⅳ】ア~コから選び, 記号を書きなさい。

5. 特別支援学校の専門性を活かした取組等

(特別支援学校のセンター的機能の充実)

(略)

○ 特別支援学校のセンター的機能の類型は、平成17年の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」などでは、以下の通り整理されており、各学校においてそれぞれの取組が進められている。

①小中学校等の教員への支援機能,②特別支援教育に関する相談・(A)機能

③障害のある児童生徒等への(B)機能, ④関係機関等との(C)機能

⑤小中学校等の教員に対する(D)機能,⑥障害のある児童生徒等への(E)の提供機能

【語群Ⅳ】

ア 指導・支援

イ 研修協力

ウ 普及・啓発

工 巡回指導

オ 施設設備等

、カ カウンセリング

キ 療育

ク 情報提供

ケ 診察

コ連絡・調整

(2) 次の文は,「生徒指導提要」(文部科学省 令和 4 年12月)の中で,発達障害に関する課題を説明した文章の一部である。これに即して,(F)~(H)に当てはまる障害名を下の【語群 V】ア~ケから選び,記号を書きなさい。

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 13.1.3 発達障害に関する課題

障害名	抱える課題								
(F)	相手の気持ちを推し量ることや自分の言動の周りへの影響を把握することに難しさがあり、暗黙の了解や例え話、遠回しの表現など抽象度が高い内容の理解に困難さを抱えます。また、先の見通しを持てないことへの不安が強いため、予想外の出来事が多い学校生活において、大きな不安感を抱えてしまうこともあります。								
(G)	自分の感情や行動をコントロールしきれずに無意識にとった行動が、結果として問題となる行動につながりやすいこともあります。早合点やうっかりミス、不注意な誤りによる失敗も多く経験しています。また、指示通りに活動できない、ルールや約束が守れないことは、友達関係の維持に影響します。注意や叱責を受ける機会が多いことは、自己評価や自己肯定感を下げる要因ともなります。								
(H)	課題は理解できても、学習の取組に成果を上げることに困難があります。できることと難しいことの ギャップが大きいことも特徴であり、やる気の問題や努力不足と見られがちです。失敗経験の積み重 ねは学習に対する自信や意欲の低下を招きます。								

【語群Ⅴ】

(ア 発達性協調運動症

イ トゥレット症

ウ 自閉症

エ チック症 オ 気分障害

カ 学習障害

キ 知的障害

ク 高次脳機能障害

ケ 注意欠陥多動性障害

(3) 次の文は、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書」(厚生労働省 令和 5 年 3 月 30 日) に示された内容を説明した文章である。次の $I \sim L$ のそれぞれの文について正しいものには〇を、正しくないものには×を書きなさい。

sample

受 験 番 号						氏名] [解	 答例			
令和(3年度			号				11				_			
,	特別	支援教育	解答	用紙									得点		
 [問	1)				•								,		
Α						肢	体不	自由者		C 生活					
D	外国語活動					自立活動				F	特	特性			
G		共	1=		Н		保証	養者					•		
〔問2〕					<u> </u>					〔問1〕各3点				24	
(1)	Α	オ	В	エ	С	1	D	カ	Е	ケ					
(2)	F	×	G	×	Н	0	I	×	J	×	х к О				
<u>〔問</u> :	【問 3 】											16			
Α					В	3				С	/]\±	小学校			
D	授業時数				Ε	情緒				F	改	改善			
G	姿勢				Н	移動									
[問	4)										問]3]各3点		24	
(1)	Α	+	В	オ	С	ア	D	ウ							
(2)	E	1	F	エ	G	オ	Н	ア							
〔問5〕											〔問4](1)(2)各2点		16	
(1)	Α	ク	В	ア	С	п	D	1	Е	オ					
(2)	F	ウ	G	ケ	Н	カ					_				
(3)	I	0	J	×	К	0	L	×							

[問5](1)(2)各2点、(3)各1点 20